

# 平成 30 年度第 1 回 八戸市健康福祉審議会

## 介護・高齢福祉専門分科会

日 時 平成 30 年 5 月 15 日（火）13：30～

場 所 八戸市庁 本館 3 階 第二委員会室

### 次 第

#### 1. 開会

#### 2. 議事

- (1) 養護老人ホーム長生園における入所定員の変更について（高齢福祉課）

..... 資料 1

- (2) 第 7 期八戸市高齢者福祉計画に基づく介護サービス基盤整備事業者選定の  
方針について（介護保険課）

..... 資料 2

- (3) 地域密着型通所介護に係る新規事業者指定に関する方針の廃止について  
（報告）（介護保険課）

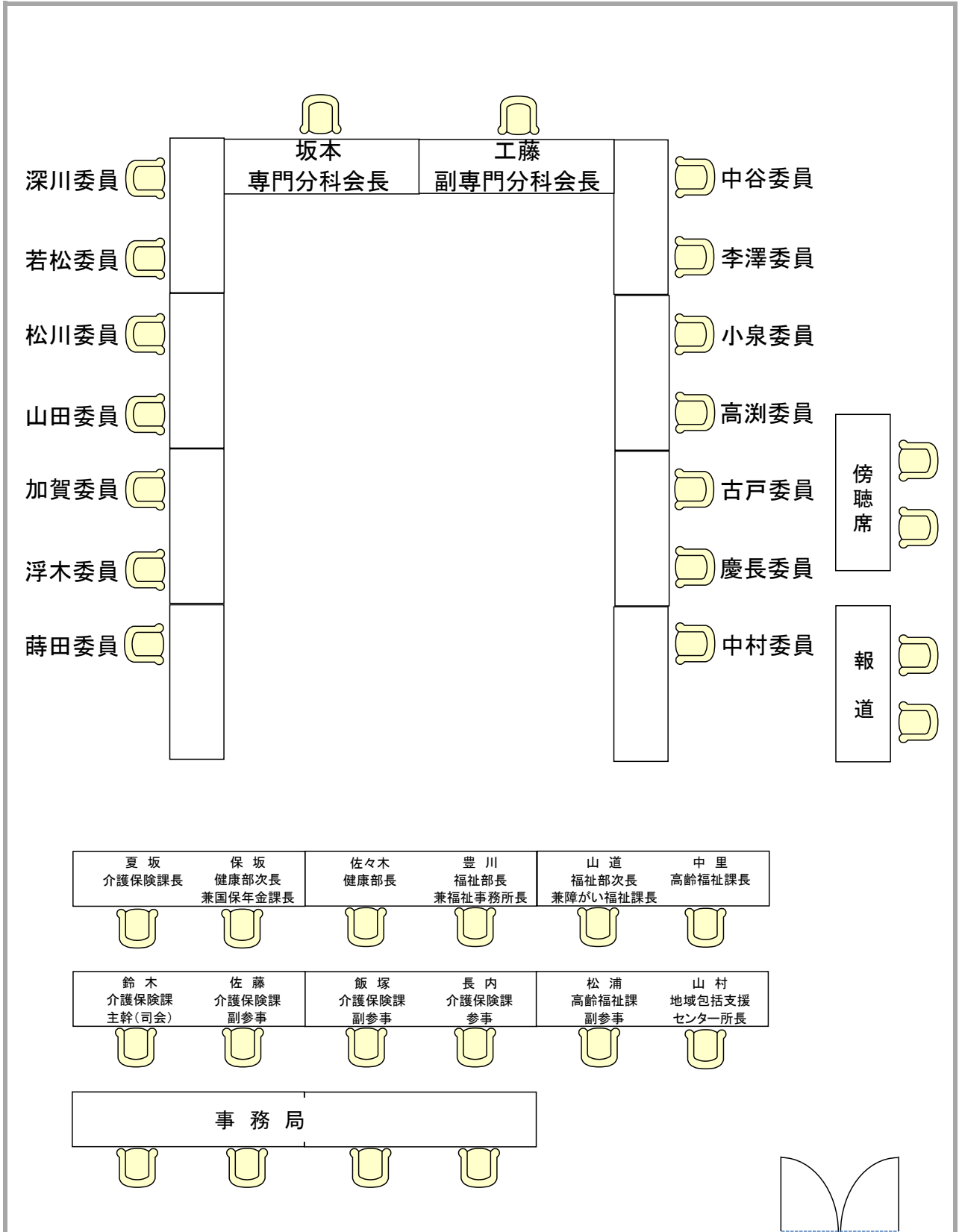
..... 資料 3

#### 3. 閉会

平成30年度 第1回

八戸市健康福祉審議会 介護・高齢福祉専門分科会 席図

八戸市庁 本館3階 第二委員会室 平成30年5月15日(火) 13時30分～



## 養護老人ホーム長生園における入所定員の変更について

### 1 概要

平成 30 年 3 月 22 日付けで、長生園の設置者である八戸市社会福祉事業団より、長生園の入所定員を現行の 60 人から 50 人に変更したいとの認可申請があった。

このことから、八戸圏域町村及び現在八戸圏域以外から措置している市町村に対し、平成 30 年 7 月より定員を減少することについての意見聴取を行い、特段の意見等がなければ、定員減少を認可することとしたい。

### 2 理由

近年、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの入所施設の増加等により、長生園の入所希望者が少なくなってきた。また、長生園の入所者が介護度の重度化等により他の施設や病院へ移る場合もあり、平成 30 年 5 月 1 日現在の入所者数は、入所定員の 60 人を大きく下回る 47 人となっている。

このような中、設置者である八戸市社会福祉事業団では、八戸圏域市町村及び八戸圏域以外の近隣の市町村への施設の紹介を行うとともに、入所予定者の把握に努めてきたが、入所者の増員が見込めない状況にあることから、現在の入所状況に合わせ、定員変更を行うものである。

#### ○入所者の推移（4 月 1 日現在） （単位：人）

措置実施者	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
八戸市	45	46	45	44	45	34
他市町村	8	8	9	7	11	13
合計	53	54	54	51	56	47

### 3 長生園の概要

設置年度	平成 4 年度
所在地	八戸市大字是川字狹森 3 3 番地
経緯	<p>①平成 4 年 11 月 中居林字館越山より、現在の場所へ移転</p> <p>②平成 10 年 4 月 市から八戸市社会福祉事業団へ事業運営を委託。</p> <p>③平成 18 年 4 月 市から八戸市社会福祉事業団を指定管理者として指定。</p> <p>④平成 21 年 4 月 市から八戸市社会福祉事業団へ譲渡。</p> <p>⑤平成 30 年 4 月 長生園大規模改修（屋根を含む建物内外の大規模修繕及びデイサービス事業用浴室及び特殊浴槽の新設）</p>

## 第 7 期八戸市高齢者福祉計画に基づく介護サービス基盤整備 事業者選定の方針について

### 1 第 7 期八戸市高齢者福祉計画における介護サービス基盤整備数

サービス種類	現状値 2017 年度 (平成 29)	整備数	公募選定	事業開始 (予定)
地域密着型介護老人福祉施設 (短期入所生活介護併設)	145 床	58 床 (2 施設)	2018 年度 (平成 30)	2020 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (夜間対応型訪問介護併設)	2 事業所	1 事業所	2018 年度 (平成 30)	2019 年度
夜間対応型訪問介護	—	1 事業所	—	2018 年度 (平成 30)
		平成 30 年 4 月 1 日事業開始 瑞光園ホームヘルパーステーション		
認知症対応型共同生活介護	465 床	27 床	9 床 2018 年度 (平成 30)	2019 年度 前半
			18 床 2018 年度 (平成 30)	2019 年度 後半
看護小規模多機能型居宅介護	2 事業所	2 事業所 (定員 29 名)	2018 年度 (平成 30)	2019 年度

※ 上記のほかに、定員（登録定員）の上限に満たない認知症対応型共同生活介護を 3 床、小規模多機能型居宅介護を 5 名、それぞれ増床（員）する。

## 2 第7期計画における介護サービス基盤整備及び運営事業候補者の選定方針

### (1) サービス種類及び公募選定期間

事業開始及び整備に伴う財源（県補助金）の確保から、平成30年度中に2回に分けて選定することとする。

サービス種類	整備数	募集開始 (予定)	募集締切 (予定)	事業開始 (予定)
看護小規模多機能型居宅介護	2事業所 (定員29名)	7月10日	9月19日	2019年度
認知症対応型共同生活介護	9床			2019年度 前半
	18床			2019年度 後半
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (夜間対応型訪問介護併設)	1事業所		11月14日	2019年度
地域密着型介護老人福祉施設 (短期入所生活介護併設)	58床 (2施設)			2020年度

### 〔事業者選定スケジュール（予定）〕

6月22日(金)	第2回介護・高齢福祉専門分科会開催(13:30 別館2階 会議室C)
	選定要領等を審議
7月9日(月)	事業者説明会(翌日から応募受付)
9月19日(水)	応募締切、書類審査 (看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護)
11月14日(水)	応募締切、書類審査 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型介護老人福祉施設)
11月30日(金)	プレゼンテーション・ヒアリング審査 (看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護)
12月17日(月)	第3回介護・高齢福祉専門分科会開催(13:30 別館2階 会議室C)
	事業候補者報告 (看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護)
1月21日(月)	プレゼンテーション・ヒアリング審査 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型介護老人福祉施設)
2月15日(金)	第4回介護・高齢福祉専門分科会開催(13:30 別館2階 会議室C)
	事業候補者報告 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型介護老人福祉施設)

## (2) 応募資格

サービス種類	第6期	第7期
看護小規模多機能型居宅介護	法人格を有する者又は指定申請時に法人格を有することが 確実にある者	法人格を有する者又は指定申請時に法人格を有することが 確実にある者のほかに <u>医療法の許可を受けて診療所を開設している者</u>
認知症対応型共同生活介護		第6期と同じ
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (夜間対応型訪問介護併設)		
地域密着型介護老人福祉施設 (短期入所生活介護併設)		

## (3) 募集する日常生活圏域

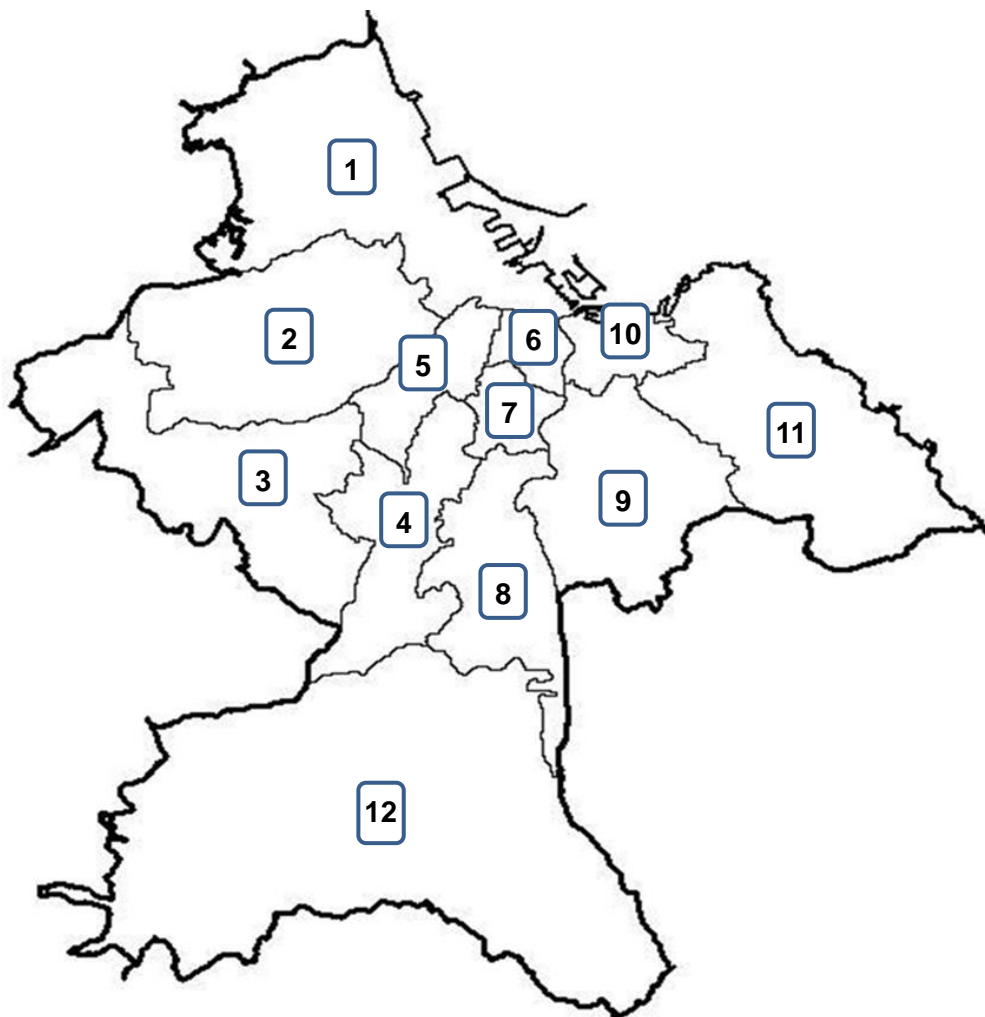
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、サービス提供事業所のある圏域（柏崎・吹上、白銀南・鮫・南浜）以外で募集する。
- ・サービス種類ごとに、各圏域における事業所数や要介護認定者数等を勘案し、ニーズが高まると想定される圏域は配点で加点する。

サービス種類	第6期	第7期
看護小規模多機能型居宅介護	市内全域	市内全域
認知症対応型共同生活介護		柏崎・吹上、白銀南・鮫・南浜 以外の圏域
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (夜間対応型訪問介護併設)		
地域密着型介護老人福祉施設 (短期入所生活介護併設)		

〔日常生活圏域ごとの介護サービスの状況（平成30年4月1日現在で整備中を含む）〕

圏域名	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護老人福祉施設	地域密着型介護老人福祉施設
1 市川・根岸	1		27		75	
2 上長・下長		1	36		120	29
3 田面木・館・豊崎	1		18		50	20
4 長者・白山台	1		18		50	
5 三八城・根城	2		18			
6 小中野・江陽			36			
7 柏崎・吹上	2		18	1		
8 是川・中居林	1		15			29
9 大館・東	1	1	144		140	
10 白銀・湊	1		63			
11 白銀南・鮫・南浜	2		27	1	130	38
12 南郷			45			29
合計	12	2	465	2	565	145

※ 太枠内は、第7期計画サービス基盤整備予定のサービス



#### (4) 事業者選定の方法

##### ① 審査方法

書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリング審査の2段階方式とする。

##### ② 選考方法

- ・審査における委員の負担軽減を図ること及び市の意見を反映することを目的とし、地域密着型サービス運営委員会とは別に選考会を設置して行う。
- ・選考は評価基準に基づき行う。
- ・評価基準及び選定要領の詳細は、次回の介護・高齢福祉専門分科会での審議事項とする。

審査区分	第6期	第7期
審査機関	地域密着型サービス運営委員会	新たに選考会を設置
委員の構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型サービス運営委員会長</li> <li>・学識経験者 2名</li> <li>・保健医療関係者 2名</li> <li>・福祉関係者 3名</li> <li>・公募 1名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護・高齢福祉専門分科会長</li> <li>・学識経験者(大学教授など)</li> <li>・保健医療・福祉関係者 (介護支援専門員協会など)</li> <li>・被保険者</li> <li>・市職員 など</li> </ul>
人数	9名	上記のうち7名以内
備考		応募者の役職員又はその役職員の3親等以内の者は、選考委員になることができない



## 地域密着型通所介護に係る新規事業者指定に関する方針の廃止について（報告）

### 1 経緯

- (1) 従前から小規模の通所介護については、介護報酬単価が高いことや、設備基準においても参入しやすい環境にあったが、平成 27 年度制度改正により更に参入障壁が低くなり、指定申請が急増した。
- (2) 事業者の中には異業種からの参入の他、介護保険制度そのものの理解に乏しく、適切な運営が危ぶまれるケースも多かったが、指定権者は県であり市が関与できなかった。
- (3) 平成 28 年 2 月 15 日開催の八戸市健康福祉審議会介護・高齢福祉部会において、同年 4 月から定員 18 人以下の通所介護事業所が地域密着型サービスに移行されることに伴い、地域密着型通所介護を指定する場合、地域密着型サービス運営委員会において、適正な運営を確保するために必要と認める条件を付すことで承認を得た。
- (4) 平成 28 年度に開催した地域密着型サービス運営委員会において、新規開設希望事業所 3 箇所について意見が付されたのに対し、定員 19 人以上の通所介護は方針が適用されず 4 箇所開設されている。
- (5) 平成 29 年 1 月 1 日中核市移行に伴い、県から介護保険施設・サービスの指定・指導監督権限が委譲された。

### 2 廃止理由

中核市移行に伴い、地域密着型通所介護と通所介護の指定業務の両方を八戸市で行うことになったが、地域密着型通所介護は従前の方針により指定時に地域密着型サービス運営委員会の意見を付すこととしているのに対し、通所介護にはその方針が適用されず、事業申請時の手順に差が生じている。

また、いずれも人員基準や設備基準を満たしている場合は、事業者を指定することとなる。

このことから、前述の 1 (3)、下線部の地域密着型通所介護に係る新規事業者指定に関する方針を廃止したもの。

### 3 廃止年月日

平成 30 年 3 月 31 日